

大阪府条例第二十六号

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護保健施設サービスの方針) 第十六条 (略) 2―5 (略) 6 介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 7 (略)</p>	<p>(介護保健施設サービスの方針) 第十六条 (略) 2―5 (略) 6 (略)</p>
<p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第二十一条 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。 2―5 (略)</p>	<p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第二十一条 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。 2―5 (略)</p>
<p>(施設の基準) 第四十五条 ユニット型介護老人保健施設には、法第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる施設を設けなければならない。 一―六 (略) 2 (略)</p>	<p>(施設の基準) 第四十五条 ユニット型介護老人保健施設には、法第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる施設を設けなければならない。 一―六 (略) 2 (略)</p>
<p>(介護保健施設サービスの方針) 第四十八条 (略) 2―7 (略) 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	<p>(介護保健施設サービスの方針) 第四十八条 (略) 2―7 (略) 8 (略)</p>

三 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9|

(略)

附 則

1 - 3 (略)

4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下次項及び附則第六項において同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成二十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第六項において同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設した場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項の規定は適用しない。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設した場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第六条第三項第一号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）のもの又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健

8|

(略)

附 則

1 - 3 (略)

4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下次項及び附則第六項において同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第六項において同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設した場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項の規定は適用しない。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設した場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第六条第三項第一号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）のもの又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健

7 | 22 (略)

健康施設を開設した場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、第六条第三項第三号及び第四十六条第三項第三号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

7 | 22 (略)

健康施設を開設した場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、第六条第三項第三号及び第四十六条第三項第三号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。